

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月28日

【会社名】 三協立山株式会社

【英訳名】 Sankyo Tateyama, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山下 清胤

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 富山県高岡市早川70番地

【縦覧に供する場所】 三協立山株式会社 東京総務部
(東京都中野区中央一丁目38番1号)

三協立山株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号クイーンズタワーC)

三協立山株式会社 名古屋総務経理課
(名古屋市中区栄二丁目3番6号)

三協立山株式会社 大阪総務経理課
(大阪市西区靱本町一丁目9番15号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山下清胤は、当社の第68期(自平成24年6月1日至平成25年5月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。